



# オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構

平成26年度 第1回データガバナンス委員会資料

## 平成26年度検討事項（案）

2014.12.24

オープン&ビッグデータ活用・地方創生推進機構 事務局

# 1. 昨年度の成果と課題

## ■ 昨年度の主な成果

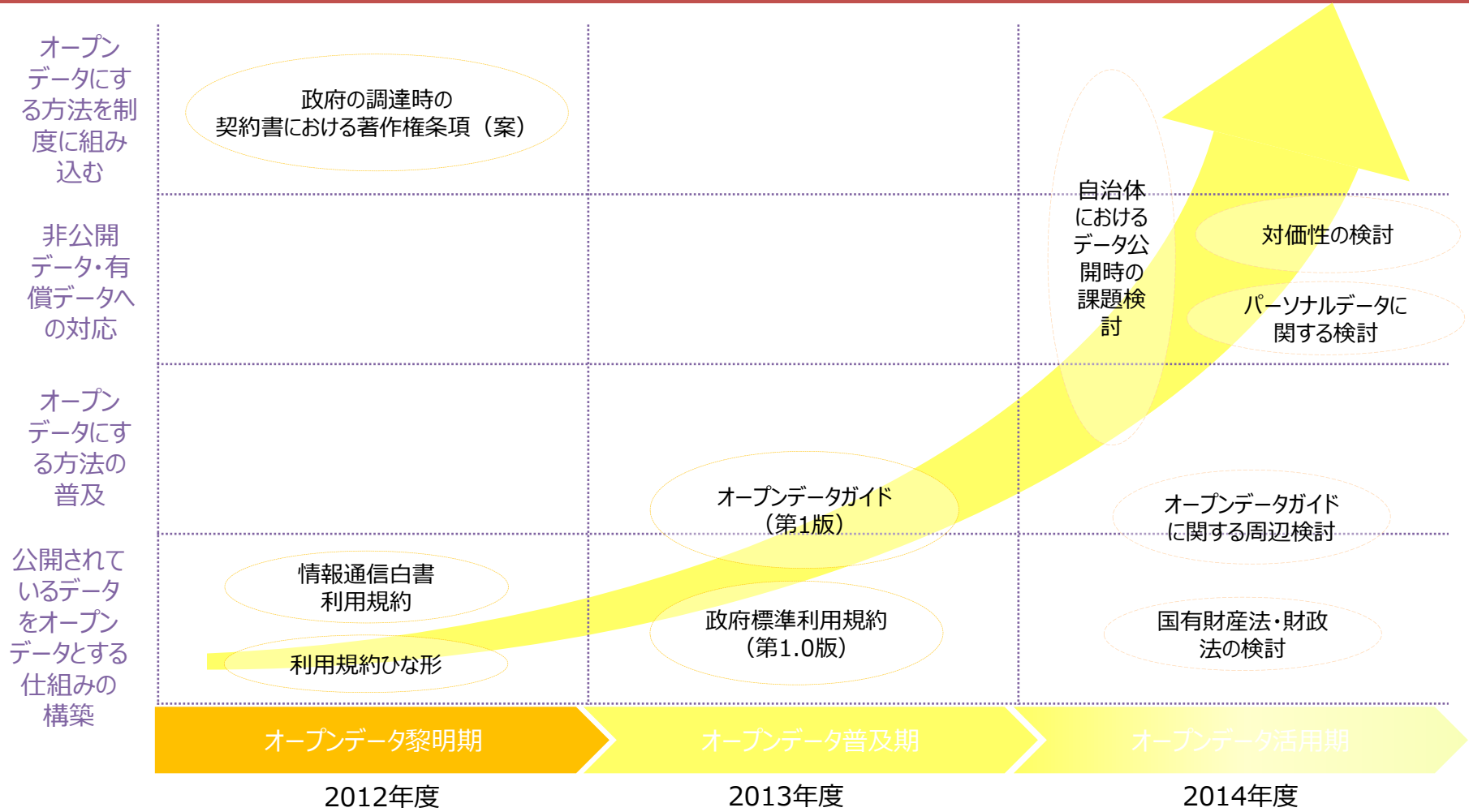
- ▶ 政府標準利用規約（第1.0版）の検討及びひな形作成
- ▶ オープンデータガイド（第1版）の作成

## ■ 検討が求められている課題（2013年度第5回検討会資料より）

- ▶ 自治体におけるデータ公開時の課題検討
- ▶ 対価性についての検討
- ▶ パーソナルデータの利用についての検討
- ▶ オープンデータガイドのブラッシュアップと周辺作業
- ▶ データの信頼性と責任の範囲

## 2. 平成26年度における検討の方向性

■ 過年度までは、現在公開されているデータをオープンデータ化するための基盤整備を行ってきたが、今年度は、現在公開されていないデータのオープンデータとしての公開方法や、作成されるデータがオープンデータとして自動的に公開されるようになる仕組み等について検討を行い、オープンデータの拡大に向けた検討を実施する。



### 3. 平成26年度の主な論点

#### ① 自治体におけるデータ公開時の課題検討

- ▶ オープンデータ政策について、既存の情報公開法（情報公開条例）、公文書管理法等の法体系との位置づけの整理を実施することで、情報公開からオープンデータにつなげることを検討する。
- ▶ 自治体がデータを公表する際の課題について、地域独自の課題とその解決策に関する検討を実施する。

法制度	位置づけ	検討論点
情報公開法 (情報公開条例)	行政機関の保有する情報の公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 情報公開法で公開した情報をそのままオープンデータとすることが可能か</li> <li>• オープンデータとしての公開基準を定め、それを満たすものはオープンデータとすることが可能か</li> <li>• 地域によって公開できないなど、横並びでの公開が困難なデータについての検討</li> </ul>
公文書管理法	行政機関の保有する情報の保存、管理 特定歴史公文書等の保存、利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 特定歴史公文書について、オープンデータとすることが可能か</li> </ul>
オープンデータ	公開された行政機関の保有する情報の利活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>• オープンデータを法体系の中でどのように位置づけることが可能か</li> </ul>

### 3. 平成26年度の主な論点

#### ② 対価性についての検討

- ▶ 公共データのうち、利用者に費用負担を求めている公共データについて、オープンデータ化を検討する。

分類	内容	例
実費の請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>データの複製や提供にかかる費用の請求。</li> <li>具体的にはデータをコピーしたときのメディア代（CD-R等）や、場合によりコピーに関する人件費が含まれる場合がある。サーバでのダウンロード提供の場合、サーバ運用の費用が求められることもある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>気象庁</li> <li>（独）工業所有権情報・研修館</li> </ul>
データ整備費用の一部請求	<ul style="list-style-type: none"> <li>データの作成にかかる費用の一部を請求。</li> <li>公共データは税金によって作成されることが多い。自治体によっては、整備費用の一部をデータの利用者に請求している</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>三重県市町総合事務組合</li> </ul>

論点	検討内容
費用負担を求めることの可否	<ul style="list-style-type: none"> <li>税金で作成したデータについて、費用負担を求めることが適切か。</li> <li>費用負担を求める場合、その費用はどの程度とするべきか。</li> </ul>
ライセンスの種類	<ul style="list-style-type: none"> <li>CC-BY以外のライセンスを利用した場合、「オープンデータ」と言い得るか。</li> <li>また、複製を禁止するライセンスはCCに無いが、そのようなライセンスを利用した場合、「オープンデータ」と言い得るか。</li> </ul>

### 3. 平成26年度の主な論点

#### ③ 国有財産と財政法についての検討

- ▶ 「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」によって、オープンデータ公開をする際に、国が著作権を有したまま利用を許諾する場合は問題ないとされている。

.....なお、各府省がインターネットを通じて著作物を公開することについては、著作物が国有財産法第2条に規定する国有財産に該当しないため、国有財産法の適用はない。また、国有財産法は、インターネットを通じて公開されている著作物が二次利用されることに対し何ら制約を加えるものではない。.....  
「二次利用の促進のための府省のデータ公開に関する基本的考え方（ガイドライン）」

- ▶ CC0を採用して著作権を放棄する場合については、記載が行われていないため、検討を行う必要があると考えられる。

### 3. 平成26年度の主な論点

#### ④ パーソナルデータの利用についての検討

- ▶ オープンデータとしてニーズの高い情報としては、統計情報、地理空間情報、気象情報等が挙げられるが、より実用的な利用を促進するには、人の位置や移動のデータ、健康・医療情報、SNSのデータ、自治体の保有する詳細な住民データ等、個人が特定される可能性が高い情報の取り扱いが課題となる。
- ▶ 「パーソナルデータに関する検討会」の検討を踏まえつつ、民間企業のデータホルダー、データ利用者等から、パーソナルデータの利用方法に関する意見を伺い、提言に関する検討を行う。

### 3. 平成26年度の主な論点

#### ⑤ オープンデータガイドに関する周辺検討

- ▶ クリエイティブ・コモンズ及び、クリエイティブ・コモンズ・ジャパンとの連携体制の構築
- ▶ 政府標準利用規約（第1.0版）の見直しに向けた検討

検討事項	検討内容
「政府標準利用規約（第1.0版）」で公開されているデータや、別ルールで公開されているデータの整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 政府標準利用規約（第1.0版）によってオープンデータとされた例について、CC-BYを採用することを検討されているか、また検討された場合、なぜCC-BYを採用しなかったかを整理する。</li> <li>• 政府標準利用規約（第1.0版）では提供できないとされたデータについて、提供できない理由を整理する。</li> </ul>
「法令、条例又は公序良俗に反する利用」、「国家・国民の安全に脅威を与える利用」に関する整理	<ul style="list-style-type: none"> <li>• CC-BY以外のライセンスを利用した場合、「オープンデータ」と言い得るか。</li> <li>• また、複製を禁止するライセンスはCCに無いが、そのようなライセンスを利用した場合、「オープンデータ」と言い得るか。</li> </ul>



## 4. アウトプット案

### A) パーソナルデータに関する提言

- VLED社員からの意見を踏まえ、④の検討を経て提言案を作成する。

### B) オープンデータの位置づけに関する提言

- ①、②、③の検討を踏まえて、オープンデータ政策に関する提言案を作成する。

### C) 政府標準利用規約（第1.0版）の見直しに向けた提言

- ⑤の検討を踏まえて、政府標準利用規約（第1.0版）をCCに近づけるための提言案を作成する。

## 5. 委員会スケジュール

開催回 (概ねの時期)	議題
第1回 (12月24日)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 今年度対象とする検討事項案</li> <li>② 事務局作成の調査事項についての報告、議論</li> <li>③ VLED社員からの意見収集</li> <li>④ クリエイティブ・コモンズとの連携についての検討</li> </ul>
第2回 (1月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自治体におけるデータ公開時の課題検討</li> <li>② パーソナルデータに関する検討</li> <li>③ 対価性に関する検討</li> </ul>
第3回 (2月中旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 自治体におけるデータ公開時の課題検討 (継続)</li> <li>② パーソナルデータに関する検討 (継続)</li> <li>③ 国有財産法及び財政法に関する検討</li> <li>④ オープンデータの位置づけに関する提言案の検討</li> <li>⑤ 政府標準利用規約 (第1.0版) の見直しに向けた情報のご報告</li> </ul>
第4回 (3月上旬)	<ul style="list-style-type: none"> <li>① パーソナルデータに関する提言案の検討</li> <li>② 政府標準利用規約 (第1.0版) の見直しに向けた提言の検討</li> <li>③ 来年度の検討事項(案)の整理</li> </ul>

